

社会福祉法人文光福祉会役員等報酬規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人文光福祉会（以下「本会」という。）の役員及び必要に応じて設置される評議員・評議員選任解任委員の報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする
- ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・評議員会の決定に従うものとする。
 - この規程の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払う報償費のことをいう。

(定義)

- 第 2 条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいう
- 必要に応じて設置する委員会もこの範囲とする。

(適用範囲)

- 第 3 条 この規程は原則として非常勤の役員等に適用する。
- 役員の職業（公務員等）によっては、兼業の禁止規定等の理由により、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、適用除外とする。
 - 職員（従業者）を兼ねる常勤役員等の報酬は、この規程による役員等への報酬規程は適用しない。

(報酬額の決定)

- 第 4 条 役員等が職務のため会議に参加したときはその都度報酬を支給する。
- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 役員 | 日額 5,000 円 |
| (2) 監事・監査業務を行った場合 | 日額 5,000 円 |
| (3) 評議員及び必要に応じて設置する委員会 | 日額 5,000 円 |

(報酬の支給方法)

- 第 5 条 決議省略・リモート参加も含む会議に参加した場合は、口座振り込み及び現金にて支給する。
- 口座振り込みの場合は月末に支給、現金支給の場合はその都度支給する。

(役員等の旅費費用弁償)

- 第 6 条 役員等がその職務のため旅行をする場合、予算の範囲内で費用弁償することができる。

(費用弁償の支給方法)

- 第 7 条 費用弁償の支払方法など必要な事項は、理事長が別に定める

(改正)

- 第 8 条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は平成10年2月28日に施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成24年3月27日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成26年3月18日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年2月17日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月3日に施行し、平成29年6月3日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年 6月29日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

役員等報酬規程

令和4年 3月18日施行 令和4年 4月 1日適用

1 役員報酬の支給方法（追加）

第5条

第 5条 決議省略・リモート参加も含む会議に参加した場合は、口座振り込み及び現金にて支給する。

2 口座振り込みの場合は月末に支給、現金支給の場合はその都度支給する。

2 改定の手続き（追加）

（改正）

第 8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議委員会の決議を経なければならない。

社 会 福 祉 法 人 文 光 福 祉 会

1 役員報酬の支給方法（追加）

第5条

第 5条 決議省略・リモート参加も含む会議に参加した場合は、口座振り込み及び現金にて支給する。

2 口座振り込みの場合は月末に支給、現金支給の場合はその都度支給する。

2 改定の手続き（追加）

（改正）

第 8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議委員会の決議を経なければならない。